



宮 崎 県 公 報

令和3年7月1日(木曜日) 第 218 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則

○麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則…………… (医療業務課) 1	頁
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則…………… (障がい福祉課) 3	
告 示	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (福祉保健課) 4	
○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (") 4	
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止の届出 (") 4	
○指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい福祉課) 4	
○指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (") 4	
○民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 5	
○民有林の保安林の指定の解除予定…………… (") 5	
○民有林の保安林の指定解除…………… (") 5	
○林業用種苗生産事業者の登録…………… (森林経営課) 5	
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 5	
○道路の占用を制限する区域の指定…………… (") 5	

○車両制限令第3条第4項に定める道路の指定及び解除並びに同令第10条第2項に定める通行方法…………… (道路保全課) 6	
--	--

公 告

○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見…………… (商工政策課) 7	
○土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 7	
○土地改良区の定款変更の認可 (2 件) …… (") 7	
○みやざき臨海公園及び県立阿波岐原森林公園の指定管理者の指定の申請の公表…………… (港湾課) 8	
○落札者等の公告 (2 件) …… 9	

教育委員会告示

○令和4年度宮崎県立高等学校入学選抜要綱…………… 9	
-----------------------------	--

公安委員会公告

○警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 10	
------------------------------	--

選挙管理委員会告示

○個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正…………… 11	
---	--

規 則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第39号

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則(昭和39年宮崎県規則第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(届出の様式) 第2条 次の各号に掲げる届出の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。 (1) 法第36条第1項の規定による残余麻薬届 別記様式第2号 (2) 法第36条第3項の規定による残余麻薬譲渡届 別記様式第3号 (3)~(6) [略] (書類の経由等) 第7条 法、政令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は正副2通とし、その麻薬業務所若しくは向精神薬営業所又は薬局若しくは店舗の所在地(法第58条の2の規定による麻薬中毒者届にあっては、その中毒者の居住地)を管轄する保健所長を経由しなければならない。	(届出の様式) 第2条 次の各号に掲げる届出の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。 (1) 法第36条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による残余麻薬届 別記様式第2号 (2) 法第36条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による残余麻薬譲渡届 別記様式第3号 (3)~(6) [略] (書類の経由等) 第7条 法、政令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は正副2通とし、その麻薬業務所若しくは向精神薬営業所又は薬局若しくは店舗の所在地(法第58条の2第1項の規定による麻薬中毒者診断届にあっては、麻薬中毒者の居住地)を管轄する保健所長を経由しなければならない。

2 次に掲げる書類は、前項の規定にかかわらず、1通を保健所長に提出しなければならない。

(1)~(10) [略]

(11) 麻薬及び向精神薬取締法施行規則第10条の規定による麻薬廃棄届

3 次に掲げる書類は、第1項の規定にかかわらず、1通とし、保健所長を経由することを要しない。

(1) 省令第9条の2第1項の規定による麻薬小売業者間譲渡許可申請書

(2) 省令第9条の2第6項の規定による麻薬小売業者間譲渡許可変更届

(3) 省令第9条の2第8項の規定による麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届

(4) 省令第9条の2第11項の規定により返納される麻薬小売業者間譲渡許可書

(5)~(11) [略]

別表 (第6条関係)

[略]

備考

1 [略]

2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

(1)・(2) [略]

(3) 措置入院者又はその配偶者若しくは当該措置入院者と生計を一にする絶対的扶養義務者が地方税法第 292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次に掲げるとおりとする。

ア 地方税法第 295条第1項 (第2号の規定に係る部分に限る。) の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第 314条の2第1項第8号に規定する額 (同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額) に同法第 314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

3・4 [略]

別記様式第2号及び別記様式第3号中「印」を削る。

別記様式第4号中「㊟」を削る。

2 次に掲げる書類は、前項の規定にかかわらず、1通を保健所長に提出しなければならない。

(1)~(10) [略]

(11) 省令第10条の規定による麻薬廃棄届

3 次に掲げる書類は、第1項の規定にかかわらず、1通とし、保健所長を経由することを要しない。

(1)~(7) [略]

(8) 省令第9条の2第1項の規定による麻薬小売業者間譲渡許可申請書

(9) 省令第9条の2第6項の規定による麻薬小売業者間譲渡許可変更届

(10) 省令第9条の2第8項の規定による麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届

(11) 省令第9条の2第11項の規定により返納される麻薬小売業者間譲渡許可書

別表 (第6条関係)

[略]

備考

1 [略]

2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

(1)・(2) [略]

3・4 [略]

別記様式第5号中「印」を削る。

別記様式第5号の2中「㊟」を削る。

別記様式第5号の3中「㊟」を削り、「(才)」を「(歳)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前の入院に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の麻薬及び向精神薬取締法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第40号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（平成26年宮崎県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(障害者手帳申請書等)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 省令第23条第1号に規定する診断書は、診断書（精神障害者保健福祉手帳）（別記様式第23号）によるものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>別表（第11条関係） 費用徴収基準表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div> <p>備考</p> <p>1 [略]</p> <p>2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>法第29条第1項及び第29条の2第1項の規定により知事が入院させた精神障害者又はその配偶者若しくは当該精神障害者と生計を一にする絶対的扶養義務者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>ア 地方税法第 295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。</u></p> <p><u>イ アに該当しない者である場合は、地方税法第 314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第 314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。</u></p> <p>3～5 [略]</p>	<p>(障害者手帳申請書等)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 省令第23条第2項第1号に規定する診断書は、診断書（精神障害者保健福祉手帳）（別記様式第23号）によるものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>別表（第11条関係） 費用徴収基準表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div> <p>備考</p> <p>1 [略]</p> <p>2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>3～5 [略]</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前入院に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

告 示

宮崎県告示第 486号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
下村歯科医院	小林市細野63-5	令和3年4月30日
にしめら調剤薬局	児湯郡西米良村大字村所65番地1	令和3年4月30日

宮崎県告示第 487号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4550900031	びーだまカット	えびの市大字小田543番地19	株式会社祐脩	宮崎市太田三丁目1番18号	令和3年7月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス（多機能型）

宮崎県告示第 490号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和3年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4510201546	短期入所事業所ゆ	都城市志比田町45	社会福祉法人ゆい	都城市志比田町57	令和3年7月1日	短期入所

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
下村歯科医院	小林市細野53番地1	令和3年5月1日

宮崎県告示第 488号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

令和3年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	休止年月日
医療法人崧雲会 林クリニック	児湯郡川南町大字平田1402番地74	令和3年6月1日

宮崎県告示第 489号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

令和3年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

	いまーる	26番地3	まーる	77番地26		
--	------	-------	-----	--------	--	--

宮崎県告示第491号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和3年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町坪谷字鎌柄1995-16、1997から2000まで、2001-1、2002-3
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第492号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定を解除する予定である。

令和3年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 解除予定に係る民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字不土野字広瀬1068-7(次の図に示す部分に限る。)、1068-8
- 2 民有林の保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第493号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定解除をする。

令和3年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 解除に係る民有林の保安林の所在場所 美郷町北郷黒木字尾ノ花1524-17、1524-18
- 2 民有林の保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

宮崎県告示第494号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第3項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和3年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1394	福田 恵子 宮崎市清武町今泉 丙2190-7	採取	幼苗の育成	福田 恵子 宮崎市清武町今泉 丙2190-7

宮崎県告示第495号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年7月1日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
215	県道	板上曾木線	延岡市北方町板下字瀬ノ猿渡戊344番3地先から同市同町板下字神ノ水流戊175番1地先まで	旧	3.6~ 7.1	323.0
				新	3.8~ 12.7	323.0

宮崎県告示第496号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和3年7月1日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	388号	延岡市北浦町三川内字佐土川内2758番22地先から同市同町三川内字粟野作2761番1地先まで

- 2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。)

- 3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場

合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和3年7月16日

宮崎県告示第 497号

車両制限令（昭和36年政令第 265号）第3条第4項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として次の道路を指定及び解除し、併せて、同令第10条第2項の規定に基づき、当該道路の通行方法を次のとおり定める。

令和3年7月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
国道 219号	宮崎市佐土原町東上那珂字原田 14511番 1 地先から同市同町下那珂字平権現前 12678番 1 地先まで
県道佐土原国富線	宮崎市佐土原町東上那珂字馬場田 14777番13 地先から同市同町東上那珂字伏原4139番 1 地先まで
県道宮崎高鍋線	宮崎市佐土原町東上那珂字原田 14474番 1 地先から同市同町東上那珂字伏原4139番 1 地先まで
県道飯野松山都城線	都城市梅北町 10961番 5 地先から同市同町5908番 1 地先まで

2 解除する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
国道 219号	宮崎市佐土原町東上那珂字戸樋上 14064番 1 地先から同市同町下那珂字山崎8026番地先まで
県道宮崎インター佐土原線	宮崎市佐土原町下那珂字片瀬原3392番 1 地先から同市同町下那珂字馬場下3462番 3 地先まで
県道佐土原国富線	宮崎市佐土原町下那珂字中溝2599番 1 地先から同市同町下那珂字山崎8026番地先まで
	宮崎市佐土原町東上那珂字戸樋上 14064番 1 地先から同市同町東上那珂字馬場田 14776番 3 地先まで
県道稲葉崎平原線	延岡市古川町 609番 3 地先から同市大貫町 1 丁目2965番 1 地先まで
県道飯野松山都城線	都城市梅北町 10437番 1 地先から同市同町58

城線	95番 8 地先まで
----	------------

3 指定及び解除する期日

令和3年7月2日

4 通行方法

次の通行方法によらなければならない。

(1) 交差点における左折に当たっての誘導

第1欄に掲げる道路から第2欄に掲げる位置に所在する交差点を左折して第3欄に掲げる道路に入るときは、他の車両等（道路交通法（昭和35年法律第 105号）第2条第1項第17号に規定するものをいう。以下「他の車両等」という。）との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
県道宮崎高鍋線	宮崎市佐土原町東上那珂	国道 219号
県道佐土原国富線	宮崎市佐土原町東上那珂	県道宮崎高鍋線
えびの市道湯田東川北線	えびの市大字湯田	国道 268号

(2) 交差点における右折に当たっての誘導

第1欄に掲げる道路から第2欄に掲げる位置に所在する交差点を右折して第3欄に掲げる道路に入るときは、他の車両等との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
国道 219号	宮崎市佐土原町東上那珂	県道宮崎高鍋線
県道宮崎高鍋線	宮崎市佐土原町東上那珂	県道佐土原国富線
国道 268号	えびの市大字湯田	えびの市道湯田東川北線

(3) 橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあっては、徐行するとともに、1の径間の1の車線において限度超過車両（道路法（昭和27年法律第 180号）第47条の2第1項に規定する限度超過車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、小林市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和3年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストアモリ小林店・マックハウス小林店
小林市大字水流迫上之原 648番25 外5筆

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

令和3年5月17日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和3年7月1日から令和3年8月2日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、横市土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和3年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	永山透	都城市南横市町8309番地1
理事	久留信生	都城市横市町6470番地8
理事	内村義明	都城市志比田町7325番地
理事	今山学	都城市横市町5985番地
理事	福留勝徳	都城市横市町10654番地
理事	中村良雄	都城市横市町5781番地
理事	鎌田和義	都城市南横市町4084番地1
理事	奥正俊	都城市志比田町4623番地1
理事	徳益吉明	都城市志比田町4508番地10
理事	岡元孝仁	都城市蓑原町1856番地4
理事	松原孝一	都城市蓑原町2931番地1

理事	水光透	都城市南横市町2061番地6
理事	入未幸夫	都城市乙房町143番地
監事	猪ヶ倉孝典	都城市横市町6033番地13
監事	久留貞洋	都城市蓑原町2964番地
監事	三好久夫	都城市南横市町4002番地14

(任期：令和7年5月4日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	永山透	都城市南横市町8309番地1
理事	内村義明	都城市志比田町7325番地
理事	久留信生	都城市横市町6470番地8
理事	今山学	都城市横市町5985番地
理事	野海数芳	都城市横市町61番地イ
理事	高丸浩一	都城市横市町5751番地
理事	鎌田和義	都城市南横市町4084番地1
理事	奥正俊	都城市志比田町4623番地1
理事	徳益吉明	都城市志比田町4508番地10
理事	尻枝幸男	都城市蓑原町2343番地14
理事	松原孝一	都城市蓑原町2931番地1
理事	水光透	都城市南横市町2061番地6
理事	入未和弘	都城市乙房町144番地5
監事	遠矢重利	都城市志比田町6066番地
監事	徳留守	都城市横市町6586番地
監事	久留貞洋	都城市蓑原町2964番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、田野町東地区土地改良区（宮崎市）から令和3年5月14日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和3年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、高崎町土地改良区（郡城市）から令和 3 年 4 月 12 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 3 年 7 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県港湾管理条例（昭和38年宮崎県条例第18号）第17条の 4、公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第 7 号）第10条の 2 及び都市公園条例（昭和39年宮崎県条例第24号）第15条の 3 の規定により、みやざき臨海公園（宮崎港マリーナ施設及び宮崎県サンビーチーツ葉をいう。）及び県立阿波岐原森林公園の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

令和 3 年 7 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的次に掲げる公の施設の管理は、指定管理者に指定された一の法人その他の団体がこれらの施設を一体として行うものとする。

名 称	所 在 地	設 置 目 的
宮崎港マリーナ施設	宮崎県宮崎市新別府町前浜1400番16他	みやざき臨海公園は、県民が憩う快適な水辺空間を提供するとともに、海洋性レクリエーション拠点を創出すること、また、県立阿波岐原森林公園は、国際海浜コンベンションの中核として周辺施設と連携しながら多様なニーズに対応することにより、県民福祉の向上を図ることを目的とする。
宮崎県サンビーチーツ葉	宮崎県宮崎市阿波岐原町前浜4277番32及び4277番32地先	
県立阿波岐原森林公園	宮崎県宮崎市新別府町、山崎町及び阿波岐原町	

2 指定期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

3 指定管理者の業務

- (1) みやざき臨海公園及び県立阿波岐原森林公園の施設の利用に関する業務
- (2) みやざき臨海公園及び県立阿波岐原森林公園の施設（附属設備を含む。）の維持及び保全に関する業務
- (3) その他みやざき臨海公園及び県立阿波岐原森林公園の管理運営に関して知事が必要と認める業務

4 指定管理者が行う管理の基準

宮崎県港湾管理条例第17条の 7、公の施設に関する条例第10条の 4、都市公園条例第15条の 6、港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則（昭和38年宮崎県規則第31号）第17条、宮崎県サンビーチーツ葉管理規則（平成13年宮崎県規則第46号）第10条及び都市公園条例施行規則（昭和61年宮崎県規則第13号）第34条に規定する管理の基準による。

5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し

、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

6 指定管理者指定の申請に必要な資格

- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法第 244 条の 2 第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して 2 年を経過している者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第 154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (9) 小型船舶操縦免許（一級又は二級）及びクレーン運転士免許を取得した者を従事させることができること。

7 指定管理候補者の選定に係る審査基準

- (1) 住民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、みやざき臨海公園・県立阿波岐原森林公園の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。
- (4) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- (5) 施設の管理運営に当たり、環境保全への対応や地域への貢献が図られること。

8 指定管理候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書、みやざき臨海公園・県立阿波岐原森林公園指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置するみやざき臨海公園・県立阿波岐原森林公園指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後県が確認を行った上で指定管理候補者を選定するものとする。

9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

(1) 配布場所及び請求先

ア 宮崎県県土整備部港湾課空港・ポートセールス担当 宮崎県宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7189

イ 宮崎県中部港湾事務所総務課管理担当 宮崎県宮崎市港 1 丁目 18 番地 郵便番号 880-0858 電話番号 0985 (24) 6224

- (2) 配布期間 令和 3 年 7 月 1 日から令和 3 年 9 月 2 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 提出期間 令和3年8月18日から令和3年9月2日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- 11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先
宮崎県県土整備部港湾課空港・ポートセールス担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26) 7189
- 12 その他
この募集に関する詳細は、募集要領による。

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和3年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
県プール整備運営事業
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総合政策部国民スポーツ大会準備課 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年6月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
鹿島建設グループ
代表企業
福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目12番10号
鹿島建設株式会社九州支店 執行役員支店長 小森 浩之
- 5 落札金額
15,594,408,800円(税込)
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和2年11月9日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和3年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
実習船 1隻
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県教育庁高校教育課産業教育担当 宮崎市橋通東1丁目9番10号
- 3 落札者を決定した日
令和3年3月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
前畑造船株式会社 長崎県佐世保市干尽町6番地の3
- 5 落札金額
2,359,500,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和3年2月8日

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第4号

令和4年度宮崎県立高等学校入学者選抜要綱をここに公表する。
令和3年7月1日

宮崎県教育委員会教育長 黒木 淳一郎

令和4年度宮崎県立高等学校入学者選抜要綱

- 1 基本方針
県立高等学校の入学者の選抜は、各高等学校の学科やコースの特性に配慮しつつ、その教育を受けるにふさわしい能力、適性等を総合的に判定して行うものとする。
- 2 募集人員
募集人員は、別に告示する「令和4年度宮崎県立高等学校生徒募集定員」のとおりとする。
- 3 応募資格
次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者で、本人及び保護者が県内に居住する者又は県外からの志願者で宮崎県教育委員会が志願を許可した者とする。
 - (1) 令和4年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了見込みの者
 - (2) 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は学校教育法施行規則第95条の規定により、これと同等以上の学力があると認められる者
- 4 出願手続
入学志願者の出願手続については、別に定める「令和4年度宮崎県立高等学校入学者選抜実施細目」（以下「選抜実施細目」という。）による。
- 5 全日制及び定時制課程の入学者の選抜
入学者の選抜は、次に定める推薦入学者選抜（自己推薦方式、スポーツ推薦方式の2方式を指す。以下同じ。）、一般入学者選抜、二次募集入学者選抜及び連携型中高一貫教育校に係る入学者の選抜（以下「連携型入学者選抜」という。）による。
 - (1) 推薦入学者選抜
 - ① 各高等学校の募集人員の割合は、10%から50%までの範囲内で各高等学校長が定める。
 - ② 選抜は、学力検査、適性検査、自己推薦書及び調査書等を資料とし、総合的に判定して行う。
 - ③ 学力検査は、各高等学校が3教科（国語、数学、英語）以内を指定して行い、傾斜配点を用いることができる。ただし、学力検査を実施しない学校・学科も認める。
なお、学力検査を実施しない場合、適性検査を実施する。
 - ④ 適性検査は、各高等学校の特色に応じて各高等学校長が定める。
なお、適性検査を実施しない場合、学力検査を実施する。
 - (2) 一般入学者選抜
 - ① 選抜は、学力検査、面接及び調査書等を資料とし、総合的に判定して行う。
 - ② 学力検査においては、傾斜配点を用いることができる。
 - (3) 二次募集入学者選抜
 - ① 推薦入学者選抜及び一般入学者選抜合格者発表の段階で、合格者が募集定員に満たない場合、当該高等学校長は二次募集を行う。
 - ② 検査内容等選抜に関する詳細については、当該高等学校長

が定める。

(4) 連携型入学者選抜

- ① 選抜は、県立高等学校管理運営規則に定める連携型高等学校において、連携型中高一貫教育を行っている連携型中学校を対象に実施する。
- ② 選抜は、推薦入学者選抜と同じ日程で行い、学力検査、適性検査、調査書及び中高連携による学習のまとめ等を資料とし、総合的に判定して行う。
- ③ 学力検査は、高等学校が3教科(国語、数学、英語)以内を指定して行い、傾斜配点を用いることができる。ただし、学力検査を実施しない学校・学科も認める。
なお、学力検査を実施しない場合、適性検査を実施する。
- ④ 適性検査は、高等学校の特色に応じて高等学校長が定める。
なお、適性検査を実施しない場合、学力検査を実施する。

(5) 日程

- ① 推薦入学者選抜・連携型入学者選抜
 - ア 選抜検査 令和4年2月2日(水)
 - イ 合格内定通知 令和4年2月15日(火)
 - ウ 合格者発表 令和4年3月18日(金)
- ② 一般入学者選抜
 - ア 選抜検査 令和4年3月8日(火)及び
令和4年3月9日(水)
 - イ 合格者発表 令和4年3月18日(金)
- ③ 二次募集入学者選抜
 - ア 選抜検査 令和4年3月24日(木)
 - イ 合格者発表 令和4年3月25日(金)

6 通信制課程の入学者の選抜

- (1) 選抜は、面接、作文及びその必要な書類等により行う。
- (2) 入学者選抜合格者発表の段階で、合格者が募集定員に満たない場合、当該高等学校長は二次募集を行う。検査内容等選抜に関する詳細については、当該高等学校長が定める。

(3) 日程

- ① 入学者選抜
 - ア 選抜検査 令和4年3月25日(金)
 - イ 合格者発表 令和4年3月29日(火)
- ② 二次募集入学者選抜
 - ア 選抜検査 令和4年4月5日(火)
 - イ 合格者発表 令和4年4月7日(木)

7 その他

- (1) 3の(2)に掲げる者の県立高等学校入学者選抜に関し必要な事項は、この要綱に準じて県教育委員会が定める。
- (2) この要綱に定めるもののほか、県立高等学校入学者選抜に関し必要な事項は、選抜実施細目の定めるところによる。
- (3) 各高等学校長は、海外帰国生徒等の入学者選抜については、県教育委員会と協議して、弾力的に取り扱うことができる。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第12号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する

令和3年7月1日
宮崎県公安委員会委員長 江藤利彦

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種類	警備業務の区分	講習の実施日	定員
新規取得講習	4号警備業務	令和3年9月27日(月)から10月4日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)	15人

2 講習の対象者

講習の対象者は、法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「講習修了証明書」という。)を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者とする。

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
宮崎県技能検定センター
電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署、又は、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも受理する。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提出日時
4号警備業務	令和3年8月16日(月)から8月27日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書(受講申込者の写真(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの)を貼り付けたもの)

イ 当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

種類	警備業務の区分	手数料
新規取得講習	4号警備業務	34,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警

- 備業協会（電話代表0985-28-0518）に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 公示後、社会情勢の変化により、講習実施の見合せ等の措置

を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。

- (4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第26号

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設（平成26年宮崎県選挙管理委員会告示第64号）の一部を次のように改正する。

令和3年7月1日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
市町村の選挙管理委員会が指定した個人演説会等公営施設一覧 (令和3年4月15日現在)			市町村の選挙管理委員会が指定した個人演説会等公営施設一覧 (令和3年7月1日現在)		
施設 の 名 称	施設 の 所 在 地	収容 見込 人数	施設 の 名 称	施設 の 所 在 地	収容 見込 人数
[略]			[略]		
並木児童館	高原町大字蒲牟田1154番地	200	<u>並木公民館</u>	<u>高原町大字蒲牟田1158番地 1</u>	<u>200</u>
[略]			[略]		

--	--